

議第 6 号

高島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

高島市長 福 井 正 明

---

高島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

高島市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 2 6 年高島市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(7) 新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当

第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当）

第 9 条 第 2 条第 7 号の新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当は、職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）から市民等の生命および健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1 日につき 3, 0 0 0 円とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の高島市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。